

管内家畜人工授精所の立入検査指導状況について

中央家畜保健衛生所 ○伊藤みのり 小川秀治

はじめに

令和2年10月1日付けで「家畜改良増殖法」が改正され、同時に「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が新設されたことを踏まえ、同年11月20日付けで農林水産省より「家畜改良増殖法第35条の規定に基づく立入検査について」通知が発出。2法に基づき、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の流通の適正化や知的財産としての「価値の保護」を図ることを目的として、国として家畜人工授精所等への立入検査を定期的実施することが明確に提示されることとなった。

管内の人工授精所の件数は、A地域で7件、Y地域で32件（R8.1.23 現在）となっており、Y地域の2件（体調不良による延期）を残し、全てにおいて授精所の立入検査（1巡目）が完了している。しかし、関係法令の理解度や人工授精所の適正な運営に関する意識については、人工授精所ごとに差があることが伺え、各種記録方法や書類の整理方法も不十分な部分が散見される。

以上のことを踏まえ、各地域の家畜人工授精所の適正な運営の統一を図るため、アンケート調査を活用した今後のフォローアップ体制の整備について検討した。

1. 課題の抽出

（1）立入検査の結果

●口頭指導

- ・農家独自の記録方法で、本来記録すべき事項が不明確
- ・記録書類ごとの記載内容の不統一
- ・受胎の有無に関わらず、授精証明書の原本や写しを保存することの認識不足

●改善指導

- ・開設時点で保存していた精液や受精卵については、他者に譲渡不可
- ・ストローとラベルが一体管理されていない
- ・授精証明書の作成が滞っている

（2）アンケート調査の結果

管内授精所の意識統一と適切な運営を進めるための具体的なサポート方法を探るため、36授精所（中央家保を除く）に対し、アンケート調査を実施した。

検査結果の説明を「十分理解したと思う」の回答は95%で、その他「どちらでもない」と回答のあった中には、「初めての検査で、十分な理解に及ばなかった」という意見も含まれていた。（図1）

また、自身の授精所で改善が必要だと改めて感じたことがあったかどうかという質問に対しては、「感じなかった」という回答が7割を越えていた。(図2)

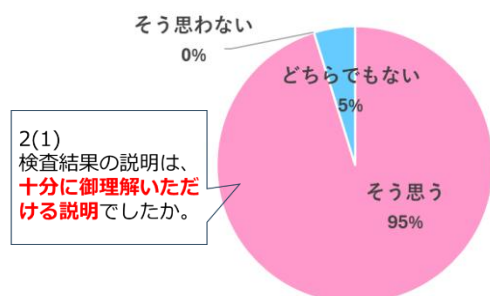


図1

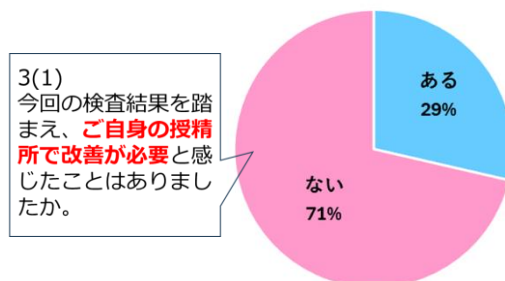


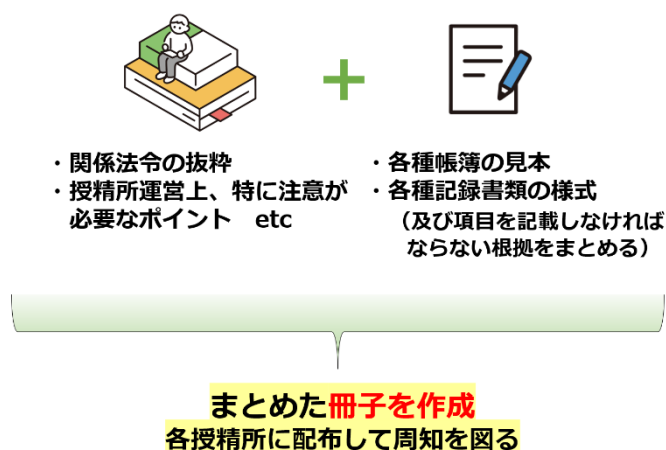
図2

立入検査結果とアンケート結果より、授精所毎に2法の改正内容や授精所の業務として義務づけられている事項への理解度に差があることが明確になった。特に、日々記録をつけるべき人工授精台帳や、ストロー・ラベルの管理といった基本の作業が疎かになっている場合も多かった。

また、授精所開設者としての意識付けの初手として、AI・ET講習会や、開設許可申請手続きといった「入り口段階」で、関係2法の概要やポイント、記録やボンベの棚卸し作業等の重要性については、家保側が開設者の理解が十分に得られるような説明をするべきであり、最初に「正しい手順」を認識することで、開設者自身が間違いに気付くことができるタイミングを増やすことができると考えられる。

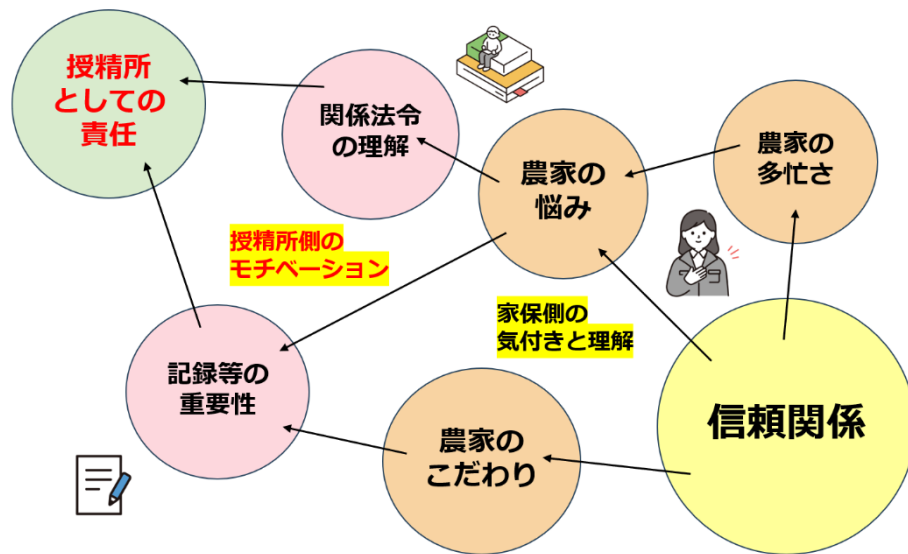
2. 対策方法の検討

当家保では、各人工授精所に対し再度重要な情報を改めて周知するという意味で、関係法令の抜粋や授精所の運営上特に注意が必要なポイント、各帳簿の書き方見本や記録項目の簡単な説明を記載した「冊子」を作成し、配布することを検討している。



開設者が日頃の授精業務で疑問に感じやすいことをQ&Aとして整理し、開設者が単独で善し悪しを判断することを防ぐための付録の添付により、内容の充実度向上を図る。

3. 考察



個々の人工授精所の課題を、開設者と家保が連携して解決するために必要なことは、大前提として「信頼関係」である。家保は開設者との密なコミュニケーションを通じて、開設者の思惑を理解するとともに、適切な方法でアプローチすることで、授精所開設者としての「自信」や「責任」を認識することに繋がる。

現在作成に向けて検討している冊子は、開設者にとって人工授精所の適切な運営を図るための重要なツールになり得ると共に、開設者と家保の「繋がり」の役割をするものと考えている。

開設者の「悩み」はきちんと仕組みを理解していないことへの不安であり、「こだわり」は試行錯誤した結果であることを理解しながら、家保側は今後、より具体的に人工授精所をサポートしていく必要がある。